

第七十二回 参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和四十九年四月十一日(木曜日)
午後二時六分開会

委員の異動

四月五日

辞任

佐藤 隆君

寺下 岩藏君

棚田 四郎君

菅野 儀作君

補欠選任

田中 茂穂君

郡 祐一君

今 春曉君

源田 実君

四月六日

辞任

田中 茂穂君

藤田 進君

補欠選任

中村 波男君

横川 正市君

四月十日

補欠選任

寺下 岩藏君

今 春曉君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

上原 正吉君

楠 正俊君

寺下 岩藏君

長屋 茂君

中村 波男君

宮崎 正義君

寺本 広作君

岩動 道行君

岡本 悟君

鈴木 力君

上原 正吉君

楠 正俊君

寺下 岩藏君

長屋 茂君

中村 波男君

宮崎 正義君

衆議院議員

内閣委員長代理

國務大臣

防衛庁長官

政府委員

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁人事教育

防衛庁衛生局長

防衛庁経理局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁総務

部長

事務局側

常任委員会専門

員

相原 桂次君

山中 貞則君

大西誠一郎君

長坂 強君

岡太 直君

丸山 昂君

久保 卓也君

高瀬 忠雄君

鈴木 一雄君

小田村四郎君

山口 衛一君

安斉 正邦君

加藤 陽三君

岩間 正男君

中村 利次君

○委員長(寺本広作君) 引き続き、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理加藤陽三君。

○衆議院議員(加藤陽三君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では、航空手当等の最高支給割合の引き上げに関する改正規定は昭和四十九年四月一日から施行することとしていたものでありますが、衆議院における議決の時期がすでにその日を経過しておりましたので、これを公布の日から施行することとし、本年四月一日から適用することに改めた次第であります。

以上が修正の趣旨でございます。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月六日)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

附則

(小字及び一は衆議院修正の部分)

○等

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、公布の日

同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という)第十六条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

要の経過措置を定めております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

去る五日、佐藤隆君、寺下岩藏君、棚田四郎君、菅野儀作君が委員を辞任され、その補欠として田中茂穂君、郡祐一君、今春曉君、源田実君が、去る六日、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として上原正吉君が、去る九日、藤田進君が委

員を辞任され、その補欠として中村波男君がそれぞれ選任されました。また、昨日、山崎昇君の補欠として横川正市君が選任されました。また、本日、今春曉君が委員を辞任され、その補欠として寺下岩藏君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山中貞則君。

○防衛庁長官(山中貞則君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、航空手当等の最高支給割合を改めるとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官に対する退職手当を増額するものであります。

すなわち、第一点は、航空手当等の最高支給割合を現行の百分の六十五から百分の七十五に改正するものであり、第二点は、任用期間を定めて任用されている自衛官に対する退職手当について、自衛隊法第三十六条第四項の規定により一回または二回任用され、その任用期間を満了して退職する場合等の額を、現行の百日分からそれぞれ二百日分または百五十日分に引き上げることとするものであります。

この法律案の規定は、昭和四十九年七月一日から施行することとしておりますが、航空手当等の最高支給割合の改正規定については、同年四月一日から施行することとしております。

このほか、附則において、退職手当に関する所要の経過措置を定めております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 引き続き、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理加藤陽三君。

○衆議院議員(加藤陽三君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では、航空手当等の最高支給割合の引き上げに関する改正規定は昭和四十九年四月一日から施行することとしていたものでありますが、衆議院における議決の時期がすでにその日を経過しておりましたので、これを公布の日から施行することとし、本年四月一日から適用することに改めた次第であります。

(退職手当の特例に関する経過措置)

12 昭和四十九年七月一日(以下この項において「施行日」という。)に現在在職する自衛官のうち、施行日前に自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十六条第四項の規定により任用された者で次の各号のいずれかに掲げる者に対するこの法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「新法」という。)第二十八條第一項又は第二項の規定による退職手当の額の算定については、これらの規定により退職又は死亡当時の俸給日額に乘すべき日数は、これらの規定にかかわらず、この法律による改正前の防衛庁職員給与法第二十八條第一項又は第二項の規定による日数に、当該各号に定める日数を加えた日数とする。

一 新法第二十八條第一項第二号に掲げる者
昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき四日

二 新法第二十八條第一項第三号に掲げる者
昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき二日

13 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第二八九一号)

第二八九一号 昭和四十九年三月二十八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市三光町九ノ一橋
爪恵子外八十五名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国の行政機関の休日に関する法律案(衆)
一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
一、休日法の改正等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(衆)

一、国の行政機関の休日に関する法律案
国の行政機関の休日に関する法律案

1 国の行政機関の休日は、次の各号に定める日とする。

一 土曜日及び日曜日
二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
四 国の行事の行われる日で内閣総理大臣が指定する日

2 内閣総理大臣、各省大臣若しくは人事院総裁又はこれらの者の委任を受けた者は、業務の特殊性その他特別の理由があるときは、前項の休日につき、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、別段の定めをすることができ。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項及び第二項中「四十時間を下らざ四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第四項中「土曜日までの六日間」を「金曜日までの五日間」に、「日曜日」を「土曜日及び日曜日」に改める。

第十七條第二項後段を削り、同条第三項中「定める日」の下に「並びに国の行政機関の休日に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第一項第三号及び第四号に規定する日」を加える。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

一、休日法の改正等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案

休日法の改正等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案

休日法の改正等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律

(民事訴訟法の一部改正)
第一条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十三條、第五百五十六條第二項及び第五百三十九條第一項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

(民法の一部改正)

第二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二條中「大祭日」の下に「土曜日」を加える。

(手形法の一部改正)
第三条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八十七條中「祝日」の下に「土曜日」を加える。

(小切手法の一部改正)
第四条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五條中「祝日」の下に「土曜日」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第六条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

2 前項に掲げた日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日に当たるときは、それぞれ同項に掲げた日の直前のこれらの日以外の日に同項のくじを行わなければならない。

(關稅價格安定法の一部改正)

第七條 關稅價格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第四項ただし書中「休日」の下に「土曜日」を加える。

(關稅法の一部改正)

第八條 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項、第十九條、第三十三條、第七十九條第一項第七号、第九十八條第一項及び第一百零一條中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

(特許法の一部改正)

第九条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

昭和四十九年四月三十日印刷

昭和四十九年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局